

## 日本脳炎予防接種の特例措置対象者

平成 17 年度から平成 21 年度にかけての日本脳炎の予防接種の積極的勧奨の差し控えにより、接種を受ける機会を逃した**平成 7 年 6 月 1 日から平成 19 年 4 月 1 日生まれの方**について、特例措置により下記のとおり接種時期が緩和され、公費負担での接種が可能となりました。

- 対象者 平成 7 年 6 月 1 日から平成 19 年 4 月 1 日までの間に生まれた方
- 接種期間 対象者が 20 歳未満までの間（ただし、第 2 期は 9 歳以上にならないと接種できません。）
- 接種回数と接種間隔（1 期・2 期合計 4 回で完了。母子健康手帳で不足分を確認してください。）

接種状況	1 期接種方法	2 期接種方法	備考
未接種（0 回）	<b>6 日から 28 日までの間隔をおいて 2 回接種。おおむね 1 年経過後に 1 回接種する。</b>	9 歳以上であれば、1 期完了後 6 日以上の間隔をおいて <b>1 回接種</b> 。	2 期の接種は「積極的接種勧奨差し控え」の取り扱いが継続しています。希望があれば接種できますので、接種医とご相談下さい。
1 回接種済	<b>6 日以上の間隔をおいて 2 回接種。</b> ※前の接種から 6 日以上の間隔をおくこと。		
2 回接種済	<b>1 回接種</b> ※前の接種から 6 日以上の間隔をおくこと。		
3 回接種済	1 期接種完了。2 期になります。		

- 接種方法 県内の指定医療機関（主に小児科、内科の医療機関）にて個別接種（必ず医療機関に予約が必要です。）
- 持参する物
  - ・ 予診票（予診票がない方は、母子健康手帳を準備のうえ、保健福祉課にまずお問合わせください。）
  - ・ 母子健康手帳